

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

8

黄色い封筒で年金請求書が届いた方は請求手続きを行って下さい

2017 August
NO. 469

- 被保険者資格取得時の本人確認事務にご協力をお願いします
- 茨城県禁煙認証制度のご案内
- ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします
- お知らせ



「そばの花」(撮影・常陸大宮市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

**黄色い封筒で年金請求書が届いた方は請求手続きを行ってください
(受給資格期間が25年から10年に短縮されます)**

これまで老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む。）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が、原則として25年以上必要でした。平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

日本年金機構では該当する方に順次年金請求書（短縮用）をお送りしておりますが、多くの方がまだ手続きを行っておりません。黄色い封筒で請求書が届きましたらお近くの年金事務所または街角の年金相談センター（水戸・土浦）において手続きを行ってください。

なお、手続きの際は事前に日時の予約をしておきますと、スムーズに手続きができます。予約については下記のねんきんダイヤルへお電話をしてください。

事務担当者の皆さまにおかれましては、事業所の被保険者及びそのご家族の皆さまへ周知していただきますようお願い致します。

相談窓口の混雑が予想されます

ご相談・お手続きの際は

予約

のうえ来訪願います



ご予約すると…

- ① スムーズに相談できます！
- ② 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

予約相談の実施時間帯
8：30～18：00（月曜日）
8：30～16：00（火～金曜日）
9：30～15：00（第2土曜日）

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18：00まで予約相談をお受けします。

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

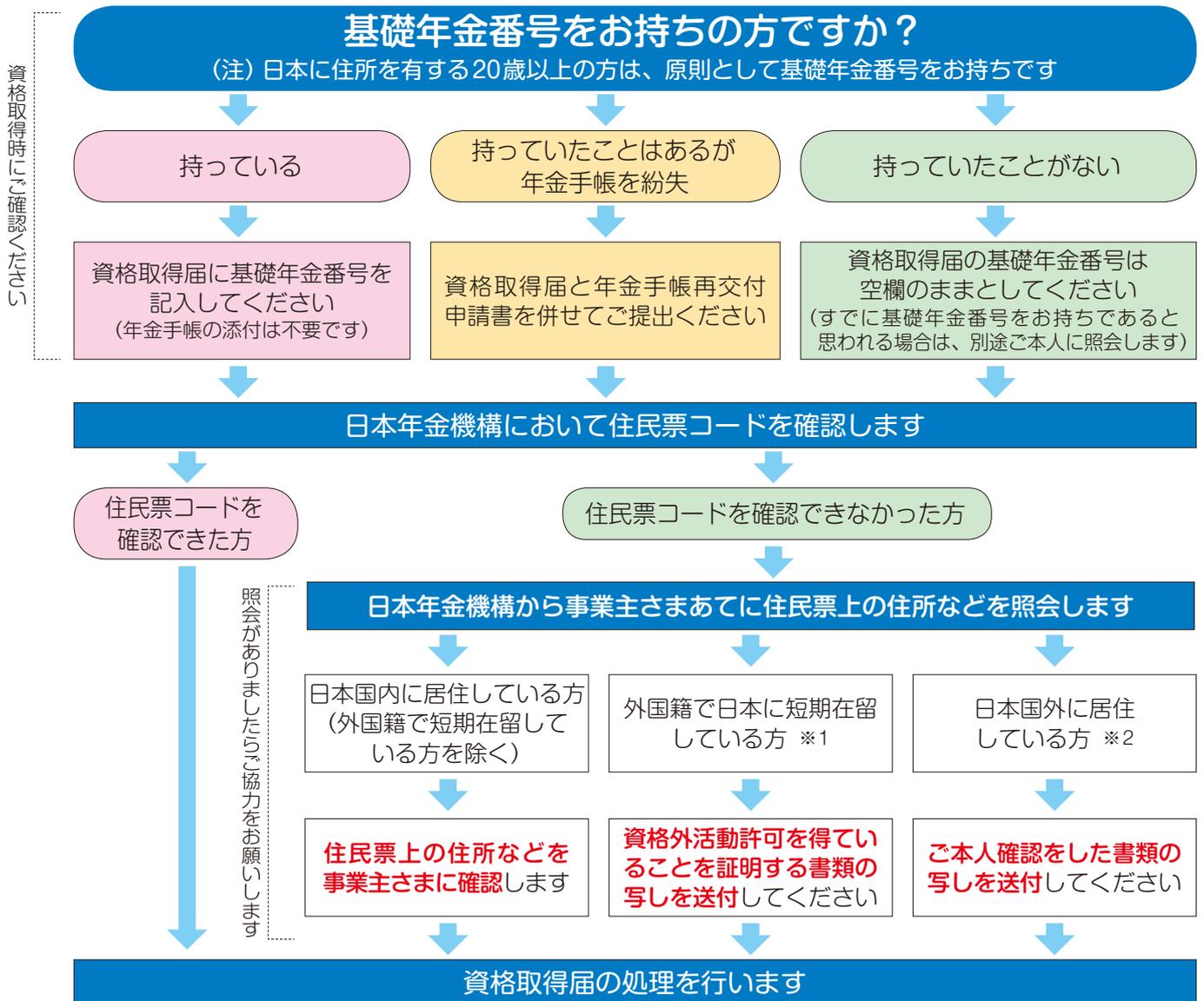
- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご予約の際は、今回送付した年金請求書をお手元に準備してください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

日本年金機構からのお知らせ

事業主の皆様へ

被保険者資格取得時の本人確認事務にご協力をお願いします。

日本年金機構では、公的年金にかかるサービスの向上と本人確認の徹底のため、基礎年金番号と住民票コードとの「結び付け」を進めております。基礎年金番号と住民票コードの「結び付け」を一層促進するため、厚生年金保険の加入時にも住民票コードの特定を行っております。なお、住民票コードの確認ができなかった場合は、資格取得の処理を保留し、事業主さまあてに住民票上の住所を照会させていただきます。お手数をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願い致します。



- ※1 短期在留している外国人の本人確認は、旅券の身分事項のページの写しと、
⑦ 旅券の資格外活動許可証印のページ、⑧ 資格外活動許可書、⑨ 就労資格証明書のいずれかの写しにより行います
- ※2 日本国外に居住している方の本人確認は、日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券(有効期限内のパスポート)、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付き)等の写しにより行います

* 本人確認の証明書については、日本年金機構ホームページでご確認ください。 年金 本人確認 検索

詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

「茨城県禁煙認証制度」のご案内

協会けんぽでは、茨城県が行う**禁煙認証制度**と連携し、加入事業所さまの全面禁煙化を応援しています。認証された事業所さまには**ステッカー（2枚）**を贈呈しますので、ぜひご申請ください！



禁煙認証施設の申請をするには、次の**どちらかの要件**を満たす必要があります。

■ 建物内 禁煙（認証要件3つ）

- 建物内を終日全面禁煙としている
- 建物内が禁煙であることを標示している
- 建物内に灰皿を置いていない

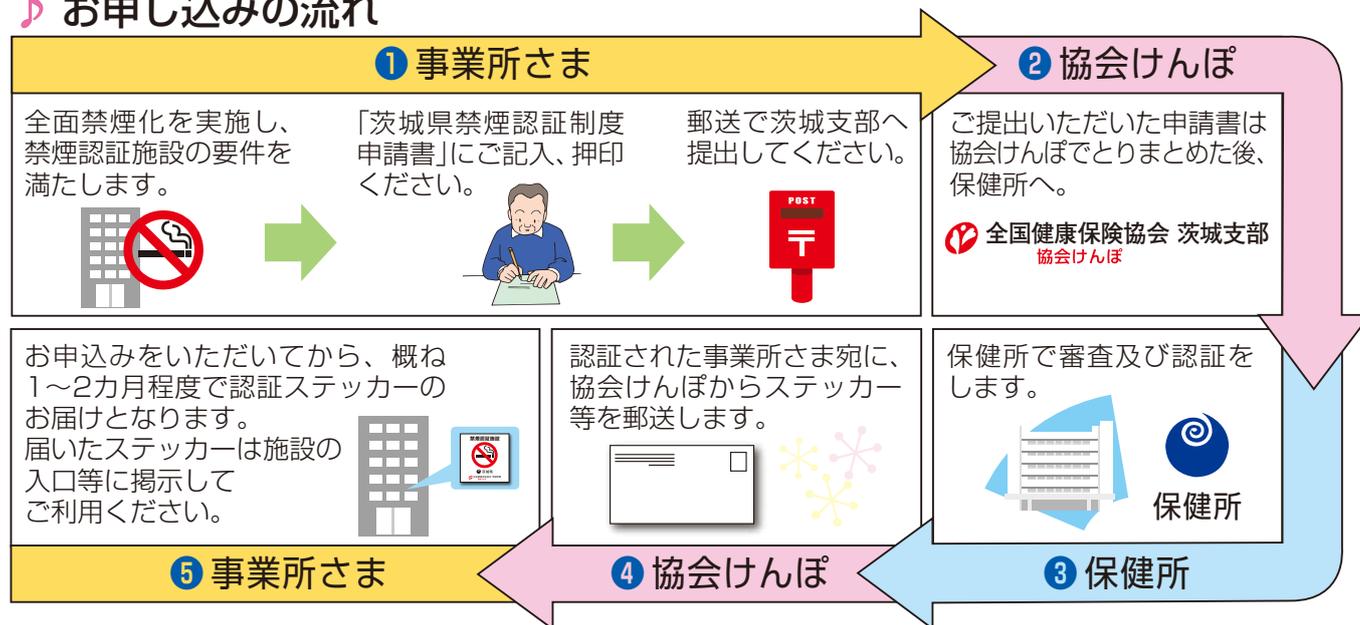
■ 敷地内 禁煙（認証要件4つ）

- 敷地内を終日全面禁煙としている
- 敷地内が禁煙であることを標示している
- 敷地内に灰皿を置いていない
- 敷地内に吸殻が落ちていない

※ **建物**とは、同一敷地内にある**全ての自社建物**です。

※ 複数の事務所が入居するビルなどでは、複合施設全体で全面禁煙に取り組んでいる場合に認証します。

♪ お申し込みの流れ



【既に認証済みの事業所の方へ】 禁煙認証ステッカーは再交付できます

既に茨城県から認証を受け、禁煙認証ステッカーを掲示いただいている事業所さまには、ステッカーの再交付が可能です。「茨城県禁煙認証制度申請書」にご記入のうえ、**余白に再交付と朱書き**して当支部までご郵送ください。

「茨城県禁煙認証制度申請書」は協会けんぽ茨城支部ホームページからダウンロードいただくか、下記担当グループまで、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 保健グループ Tel 029-303-1584

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

お知らせをお送りする方

- ◆ 主に慢性疾患（喘息、リウマチ等）などの先発医薬品を長期間服用されている方
- ◆ お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

※すべての加入者様に通知されるものではありません。

29年度内に2回お知らせを送付します

1 回目のお知らせ ⇒ 平成29年8月頃
2 回目のお知らせ ⇒ 平成30年2月頃

- ◆ 加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。

お知らせの内容について

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、**1ヶ月分の自己負担額軽減可能額等**をお知らせするものです。

協会けんぽでは、**加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られる**ほか、**健康保険財政の改善にもつながること**から、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品軽減額通知を実施しています。

※この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。

ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

※使用できる病気（効能）が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です



なおかつ先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため**価格は5割程度、中にはそれ以上安くなる場合があります。**

服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られています



製剤の小型化 大きさを小さくし飲みやすく改良。

剤形の変更 飲みやすい形状に改良。

味の改良 にがみ等を抑えた味に改良。

これまでにお知らせをお届けした方のうち、概ね4人に1の方がジェネリック医薬品へ切り替えを行っており、このお知らせによる軽減効果額の累計（平成21年度から28年度1回目まで）は**約740億円（単純推計）**となりました。皆さまのご協力ありがとうございます。

【お知らせを希望されない方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください】

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>
☎029-303-1580（企画総務グループ）

日本年金機構からのお知らせ

平成29年度「わたしと年金」エッセイ募集のお知らせ

日本年金機構は、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、さまざまな取り組みを行っています。この取り組みの一環として、公的年金との関わりを描いたエッセイ「わたしと年金」を募集いたします。公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募下さい。

なお、本エッセイ募集は、厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会及び全国都道府県教育委員会連合会の後援を得ております。

応募作品

公的年金の大切さ、応募者ご自身や身近な方と公的年金制度のかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。

募集期間

平成29年6月1日(木)から平成29年9月4日(月)まで

応募資格

中学生以上

賞

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選

発表

受賞作品につきましては11月に日本年金機構のホームページに発表します。

募集の詳細につきましては、[日本年金機構のホームページ](#)をご覧ください。

算定基礎届の提出はお済ですか

算定基礎届は、保険給付金の決定及び毎月の保険料計算の基礎となる標準報酬を決定する大切な届出です。

まだ提出されていない場合は至急ご提出下さいますようお願い致します。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

5月に会員事業さまに送付しました「プール利用補助のお知らせ」の、「いこいの村週沼」の利用期間につきまして、7月22日(土)～8月31日までとなっておりますが、**7月22日(土)～8月30日(水)**までに訂正いたします。